

いのちのとりで裁判 愛媛アクションNEWS

いのちのとりで裁判 愛媛アクション

〒791-1102 松山市来住町 1091-1

愛媛医療生協内 Tel.089-990-8677

Facebook

<https://www.facebook.com/ehimeseizonken/>

発行日/2026年7月20日 VOL.45

愛媛アクション総会 50 余名 最高裁判決無視の厚生労働省批判

いのちのとりで裁判とは

いのちのとりで裁判愛媛アクション(鈴木静会長)の年次総会が、7月12日県民文化会館で開催され、50名余が参加しました。

2014年県内42名の生活保護利用者が、安部政権下13年～15年の生活保護費引き下げは憲法25条(生存権)に反するとして松山地裁に提訴。全国でも31裁判所に1000名以上が提訴し「いのちのとりで」の生活保護基準を問う裁判として、全国的に連帯して闘ってきました。

松山地裁では昨年2月、厚生労働省の引き下げ措置の違法性を認める原告勝訴の判決があり、今年6月には高松高裁でも原告勝訴となり、確定しました。

小久保弁護士講演

この日の総会は、12年余にわたる裁判闘争を勝利で迎えた喜びの中で開催され、菅陽一弁護団長から経過報告、原告のうち二人から勝利の喜びとお礼の挨拶がありました。

この日の総会には、いのちのとりで裁判全国アクション事務局長の小久保哲郎弁護士が記念講演しました。小久保氏は、憲法25条の「生存権」

を問う裁判の歴史を、「朝日訴訟」(57年)～「生存権裁判」(01年)などについて説明した上で、国の生活保護費の減額処分を違法と命じたのは世界初であると、今回の裁判勝利の意義を強調しました。

特に、政府・厚生労働省の決定した保護基準を利用者と住民の力で違法性を認めさせたことは画期的であり、「権利は闘う者の手にある」ことを証明した、と。



第2ラウンドの闘いを

昨年6月に、最高裁でも国の生活保護引き下げ処分は違法との判決。行政判断の誤りが違法と司法判断されたら、それを元に戻すのが三権分立の日本社会では当然のこと。ところが厚生労働省は、この一年余り「専門家委員会」を立ち上げて、引き下げた生活保護費の半額程度は受給者に「追加給付」として支給し、原告には「特別給付」とすると決定。全国の市町村で事務手続きが進んでいます。4月から原告には先行支給され、7月頃から全利用者に支給されます。300万人に2000億円規模の支給となります。

しかし、この最高裁判決を無視して元の基準に戻すのではなく、半額支給にするという措置は許されません。この高市政権の値切り措置には納得できないという「審査請求」を全国で1万件規模で行われようとしています。

この日の総会では、愛媛でも第2ラウンドの闘いを支援していこうと意思統一されました。



2026 年度総会方針より

■情勢

(中略)

■2025 年の振り返り

(中略)

■2026 年度活動方針(案)

1. 裁判と裁判支援

- ・6月26日高松高裁での判決は、松山地裁に引き続き原告勝訴でした。(その後、松山市が上告を断念し判決が確定しました)
- ・原告に立つ方がいれば、第2ラウンドの裁判も視野に入れて支援していきます。原告の相談にのり、口頭意見陳述の支援を行います。
- ・裁判や企画ごとに会報を発行し裁判の内容を原告、会員に伝えます。

2. 全国や各地の会との交流・連帯

- ・いのとり全国アクションの呼びかける集会や学習会などの企画に積極的に参加します。また、全国アクションの行動提起「実現のためのアクションプラン」に賛同します。
- ・いのとり全国アクションの取り組み、いのちと暮らしを守る「なんでも相談会」に賛同し愛媛でも弁護士・支援団体と協力して、相談(電話・対面)の場を設置して対応します。

3. 各団体との共同行動、自治体への働きかけ

- ・各団体の集会へ参加し、いのちのとりで裁判の取り組みをアピールします。
- ・愛媛県社会保障推進協議会とともに社保キヤラバン(自治体交渉)に参加します。

4. 学習を軸にした活動

- ・年1回の大きな学習会を秋頃に行います。
- ・7月12日 第15回総会 記念講演は小久保哲郎弁護士(いのとり全国事務局長)に「生活保護基準引き下げ訴訟 最高裁勝訴の意義と第2ラウンドのたたかい」と題してお話いただきます。
- ・他団体やグループからの学習会への講師派遣の要請に応じ、裁判の内容、意義について広報します。
- ・最高裁判決以降の高裁判決はすべて原告勝訴です。各地の高裁判決ごとに、その内容を

学習できるようにニュース発行や学習会を行います。原告・支援者が集まって学べる学習会を開催します。

5. 原告・支援者の交流

- ・対面での交流や企画を再開し、つながる機会を増やしていきます。
- ・定期的な電話訪問やアンケート活動など原告、支援者の間で近況を交流し連帯をはぐくみます。

6. 財政・カンパ活動

- ・愛媛・人間らしく生きたい裁判を支える財政確保に取り組みます。
- ・『いのとりブックレット』の販売にも力を入れます。

7. 組織の拡大

- ・引き続き取り組みの中で団体会員・個人会員の組織化をすすめます。個人会員は目標180人、団体会員は目標20団体を目指します。

■新役員体制

会 長 鈴木静(愛媛大学副学長、法文学部教授)

副会長 富長泰行

事務局長 篠崎繁靖(愛媛民医連事務局長)

事務局員 小淵あけみ 坂本篤 弘中由美子

会 計 小淵あけみ

監 事 河野義弘 水野真理子

役 員 各団体より(省略)

新事務局長自己紹介

みなさん、こんにちは。このたび事務局長をさせていただきました篠崎繁靖です。普段は、愛媛県民主医療機関連合会(愛媛民医連)の事務局長をしています。

愛媛民医連は、これまでも「いのちの平等」を理念に掲げ、無差別・平等の医療と福祉の実践を積み重ねてきました。貧困や格差、孤立の問題が深刻化する今だからこそ、人権を守る取り組みをさらに発展させることが重要です。

「いのちのとりで」を守り1人1人が大切にされる社会を目指し頑張ります。よろしくお願ひします。



「人間らしく生きたい」裁判

6・26 高松高裁判決でも勝訴！

判決―「引き下げ決定は違法」



2013年の安倍政権下で、自民党政治家等から生活保護バッシングが強められる中で生活保護費が大きく引き下げられました。それをめぐって、14年11月保護利用者ら42名が「人間らしく生きたい」と松山地裁に引き下げ取り消しを訴えて起こした裁判。

松山地裁では、25年2月に厚生労働省の決定は「裁量の範囲の逸脱、乱用」と違法の判決を下していましたが、国と松山市が控訴していたものです。

高松高裁では3月6日の弁論をふまえて、6月26日に、原告や支援者15名余が傍聴する中、国や松山市の「控訴を棄却する」との判決が出されました。

判決では「物価変動率のみを直接の指標としてデフレ調整をすることとした点において、厚生労働大臣の判断の過程及び手続に過誤、欠落があり、

同大臣の判断に裁量権の逸脱又はその濫用があった」として、保護費引き下げ決定を取り消すものとする、としました。

その後松山市は上告を断念して判決は確定しました。

記者会見にも多数参加

判決後の記者会見・報告集会が行われ、菅陽一弁護団長から判決内容の説明がされ、ついで原告らから「10年以上と余りにも長く亡くなった人も多く残念だが、支援者のおかげで勝訴できたのは感慨深く感謝する」と挨拶。

そもそも、全国の先行する裁判（愛知・大阪）が25年6月に最高裁判決として出されて、司法判断としては決着済みであったもの。本来なら、この司法判断を受けて、行政側はその過ちを原告ら生活保護受給者に謝罪して元の基準に戻して遡り支給すべきでした。

ところが国は元の基準で差額支給するのではなく、新たに差し引いた基準を決め直して、全国の生活保護利用者に「追加給付」するとしています。さらに、原告と全国の生活保護受給者との「給付」に差別を持ち込んでいて、全く不誠実な対応です。「いのちのとりで裁判愛媛アクション」の鈴木静会長は、減額分の全額補償しない国の対応は最高裁判決（司法判断）を矮小化していると批判、今後はこれに不服を訴える人たちの支援も続けたいと、報告しました。



値切られた「追加給付」に不服 審査請求→提訴へ 第2ラウンド

いのちのとりで裁判全国アクションでは、こうした政府・厚生労働省の司法判断を無視した半額に値切られた「追加給付」に対して、不服の審査請求をして、第2ラウンドの提訴も検討しようと話し合われています。

前回の裁判の原告だった人には4月頃から、また生活保護利用者全員には7月頃から「追加給付」の通知が各人に送られてきます。

2013年頃生活保護を利用していたが現在は廃止されている人は、自分で市役所に申請する必要があります。

追加給付される額は？

地域・世帯構成により異なります。都市部の場合以下です。

世帯の例	60歳代 単身の例	30歳代夫婦、 4歳の子と1人の例
受給期間		
2013.8から2026.3 まで継続して保護を 受給していた場合(合計)	10.5万円	20.4万円
2013.8～2015.3 (20ヶ月分)	2.1万円	4.0万円
2015.4～2018.9 (42ヶ月分)	8.1万円	15.8万円
2018.10～2026.3 (90ヶ月分)	0.2万円	0.4万円

大切なこと

- 「追加給付決定通知書」を保管
- 「審査請求書」に必要事項記載
- コピーを3通とり、2通を提出、1通保管
- ※支援する会が相談に乗ります。
- ※弁護士などに委任することもできます。

審査請求は、追加給付決定通知が届いてから3か月以内に提出が必要です。第1弾は7月末頃、第2弾は9月～10月頃に提出します。

